

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 7 月 3 日 (月) 号 外



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 奄美大島海区漁業調整委員会委員補欠選挙の期日及び選挙すべき人員
(選挙管理委員会取扱い) 1
- 奄美大島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長及び同職務代理者の選任
(選挙管理委員会取扱い) 1

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿児島県選挙管理委員会告示第12号

漁業法（昭和24年法律第267号）第93条第2項の規定に基づき，奄美大島海区漁業調整委員会委員の欠員に伴う補欠選挙を次のとおり行う。

平成29年 7 月 3 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

- 1 選挙の期日
平成29年 7 月 12 日 (水)
- 2 選挙すべき人員
1 人

鹿児島県選挙管理委員会告示第13号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により，平成29年 7 月 12 日執行の奄美大島海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長及び選挙長に事故があり，又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成29年 7 月 3 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

区 分	住 所	氏 名
選 挙 長	奄美市名瀬伊津部町 6 - 4	池山 頼勝
選挙長の職務代理者	奄美市名瀬春日町 2 - 15 - 31	徳永 正士